

京都市楽只市営住宅団地再生事業における  
公共施設再整備基本計画策定等業務  
委託仕様書

平成29年7月

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

## 第1章 業務概要等

### 1 委託業務名

京都市楽只市営住宅団地再生事業における公共施設再整備基本計画策定等業務

### 2 業務の目的

楽只市営住宅団地再生事業では、市営住宅の集約及び公共施設の再整備によって創出される土地の活用方針について、平成28年度に「楽只市営住宅団地再生事業に係る土地利用計画」を策定した。本業務では、当該土地利用計画に基づき、再整備後の公共施設に必要な基本的性能及び施設規模の明確化並びに建設用地における法的要件等の整理を行い、今後の設計や工事等の円滑な着手・遂行に資する「公共施設再整備基本計画」を策定することを目的とする。

### 3 業務の履行期間

契約の日から平成30年3月31日まで

### 4 業務の対象

(1) 移転・再整備を行う施設の名称、用途、規模等

名称	用途	現有延床面積	再整備後の施設規模
京都市北いきいき市民活動センター	文化・交流・公益施設	2,050㎡（高齢者ふれあいサロンを含む。）	現行施設の規模を踏まえ、関係部署等とも協議のうえ今後検討していく。
ツラッティ千本	同上	830㎡	
京都市楽只保育所	福祉・厚生施設	園舎:1,680㎡（2棟合計） 園庭:1,263㎡（2棟合計）	

※ 施設用途については、「設計業務に係る建築物の類型」（平成21年国土交通省告示第15号別添二）で定める建築物の類型に基づく。

(2) 現施設の所在地（別紙1「付近見取図」参照）

京都市北区紫野北花ノ坊町42番1ほか

(3) 敷地条件（別紙2「詳細図」参照）

ア 敷地面積 約3,640㎡（東側敷地：約955㎡，西側敷地：約2,685㎡）

※ 面積は概算であり、確定した数値ではない。（実測未実施）

イ 都市計画制限等

(ア) 東側敷地 第二種住居地域（建ぺい率60%，容積率300%）

15m第二種高度地区，準防火地域，山並み背景型建造物修景地区，  
近景デザイン保全地区

(イ) 西側敷地 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%，容積率200%）

15m第一種高度地区，準防火地域，山ろく型建造物修景地区，  
近景デザイン保全地区

※ 開発許可手続の必要性やその他の制限等については、受託者が最終確認すること。

## 第2章 委託業務内容等

### 1 共通事項

#### (1) 業務計画の作成

各業務の実施に当たっては、業務方針、作業方法及び作業工程等をまとめた業務計画を作成し、発注者が置く監督員と協議のうえ決定する。

#### (2) 監督員への報告及び説明

本市の求めに応じて、各業務の検討状況等を書面により説明及び報告する。また、各業務の意図及び内容については、監督員に総合的な説明を行い、必要な事項や事業条件等について、本市の方針を確認する。

#### (3) 打合せ記録の提出

監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出する。

### 2 基本計画の策定業務

次に掲げる事項並びに別紙3「業務委託の範囲(建築)」及び別紙4「業務委託の範囲(設備)」記載の各業務を行う。計画策定に当たっては、複数案を検討し、計画案を作成することとする。

#### (1) 計画地の条件整理及び現況調査

計画地、周辺地域及び既存建築物における各種関係法規に基づく規制内容を整理するとともに、開発許可、新景観政策等に係る協議を関係部署と行い、協議記録を作成する。また、施設建設地域の社会的条件、敷地条件に関する現況調査、京都市環境影響評価等に関する条例に基づく調査・申請書類の作成(審査会手続き補助業務を含む)等を行う。

これらを踏まえ、計画の具体化に当たっての問題点等を抽出、整理し、解決方法についての検討を行う。

#### (2) 施設内容及び施設規模の検討

施設の必要諸機能及び規模については、現行施設の状況を踏まえ、各関係部署等と協議のうえ、必要諸室及び必要面積等について精査し、計画等に反映する。

#### (3) 施設に必要な基本的性能の整理

次の事項について、施設に必要な基本的性能を整理し、必要な設備等を検討する。

ア 自然エネルギー利用・省エネルギー化・長寿命化等の環境負荷低減(太陽光発電・風力発電等、京都市公共建築物低炭素仕様を参考とする。)

イ 各種災害時の機能維持(自家発電等)

ウ 室内環境に関する性能

エ 運動場(園庭)に関する機能(雷保護設備等)

オ 敷地全体の雨水・汚水・排水整備計画等

#### (4) 建設工事費、工期の算定、団地再生計画全体のスケジュール、財政計画の検討

上記(1)～(3)を踏まえて策定する基本計画素案に基づき、建設工事費及び建設工期を算定する。また、解体・申請手続期間等も含めた楽只市営住宅団地再生事業全体のスケジュール及びその手順等の検討を行う。さらに、本事業で活用が可能な国の補助制度や、整備後の維持管理経費等も調査したうえで、本市が負担する事業費について財政計画を検討する。

### 3 敷地測量業務委託

別紙5「測量業務の内容」を基本とし、開発協議や基本計画策定等に必要な敷地測量図(必要に応じ周辺敷地の測量も含む。)を作成する。

なお、成果品の検査・引渡日は協議のうえで別に定める。

## 第3章 業務の実施

### 1 業務条件

受託者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 本書の内容、適用基準図書及び別添の資料等に基づき業務を行う。
- (2) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (3) 受託者（協力事務所等を含む。）は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 概算工事費の算定には、計算に使用した根拠、実績及び適用基準等並びにその計算過程を明記する。
- (5) 建築、電気、機械の各計画やその他説明書等に相違が無いように精査する。
- (6) 受託者は、委託者に対し、進ちよく状況の報告並びに計画内容の協議及び確認等を行うため、定期的に会議を開催する。また、会議後は速やかに議事録を作成し、委託者に提出する。
- (7) 受託者は、委託者の開催する会議等に適宜出席のうえ、施設に対する要望を確認する。内容については、議事録として取りまとめ、委託者に報告する。確認した内容のうち、委託者の指示があったものについては、基本計画への反映の可否を検討し、検討結果についてその理由を付して委託者に報告する。

### 2 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受託者が業務の実施のために、監督員との打合せを開始することをいう。

### 3 提出書類

受託者は、業務の各段階において、次のとおり定められた書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後
  - ア 業務工程表
  - イ 管理技術者等届（管理技術者及び計画担当者の経歴書を含む。）
  - ウ 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿
- (2) 完了時
  - ア 完了通知書
  - イ 成果物納入届
  - ウ 請求書
  - エ 振込依頼書（必要時のみ）
- (3) その他  
受託者は、その他委託者の求めに応じ必要な書類等を提出しなければならない。

### 4 部外折衝等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに委託者に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は受託者が行う。
- (2) 受託者は、部外折衝等を行った場合は、速やかに議事録を作成し、委託者に提出する。

## 5 貸与品

(1) 貸与品は次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期
楽只・鷹峯市営住宅団地再生計画<改訂版>	1部	すまいまちづくり課	監督員と打合せのうえ決定
改良住宅等改善事業楽只建替計画(写)	1部		
楽只市営住宅団地再生事業に係る土地利用計画	1部		

(2) 受託者は、貸与品の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。

## 6 適用基準図書

業務の実施に当たっては、「5」の貸与品並びに次の内容が記載された内閣府、国土交通大臣官房官庁営繕部、国土交通省住宅局建築指導課及びその他官公署等監修の図書を熟知したうえで、適切に行うものとする。

なお、適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担により備えるものとする。

### (1) 建築

次の基準図書を用いることとする。詳細は別紙6「適用基準図書の一覧(建築)」による。

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 各部設計の指針に関するもの
- エ 設計図書の一部として作成されているもの
- オ 建築積算に関するもの
- カ その他

### (2) 設備

次の基準図書を用いることとする。詳細は別紙7「適用基準図書の一覧(設備)」による。

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの

### (3) 土木

- ア 「土木設計業務等委託必携(平成25年4月改正 京都市)」
- イ 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引(平成24年12月改正 京都市)」
- ウ 「都市計画法に基づく開発許可等審査基準(平成24年12月改正 京都市)」
- エ 「開発許可制度に関する京都市開発技術基準(平成24年3月改正 京都市)」
- オ その他、「土木設計業務等委託必携(国土交通省近畿地方整備局)」の1-30に記載されている主要技術基準及び参考図書
- カ 「国土交通省公共測量作業規定(平成28年3月改正 国土交通省)」

## 7 特殊な工法等

受託者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を受けることとする。

## 8 業務の再委託

本業務を再委託することは原則禁止とする。ただし、業務の一部について本市が適当と認めた場合は再委託できるものとする。

## 9 成果物

- (1) 成果物は、別紙8「成果物の一覧（建築）」及び別紙9「成果物の一覧（設備）」のとおりとし、それぞれ報告書としてとりまとめ、提出する。  
なお、この成果物は、別途発注予定の基本設計及び実施設計において、必要に応じて各種申請業務（許認可申請を含む。）に用いる。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第21条から第28までに規定する権利をいう。）を引渡時に委託者に無償で譲渡する。また、受託者は、著作権法第19条第1項及び第20条の権利を行使しないものとする。
- (3) 業務完了後15年間は受託者において成果物の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

## 10 電子納品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）」を準用し、行うものとする。  
なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、本市事業担当職員と協議のうえ作成するものとする。
- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領（案）のレベル2を満足すること。
- (3) 成果物は、電子成果物を電子媒体（CD-R）で2部提出するとともに、製本版〔報告書（簡易製本）1部、原図一式〕3部を納品する。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、納品に関する詳細な取扱いについては、監督員と受託者で協議のうえ決定する。

## 11 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、受託者からの完了通知書提出後に検査員が決定する。
- (2) 受託者は、検査日時までに、あらかじめ成果物その他検査に必要な資料を準備し、監督員に提出しておかなければならない。
- (3) 検査員は、受託者立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
  - ア 成果物の検査
  - イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。  
なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従う。

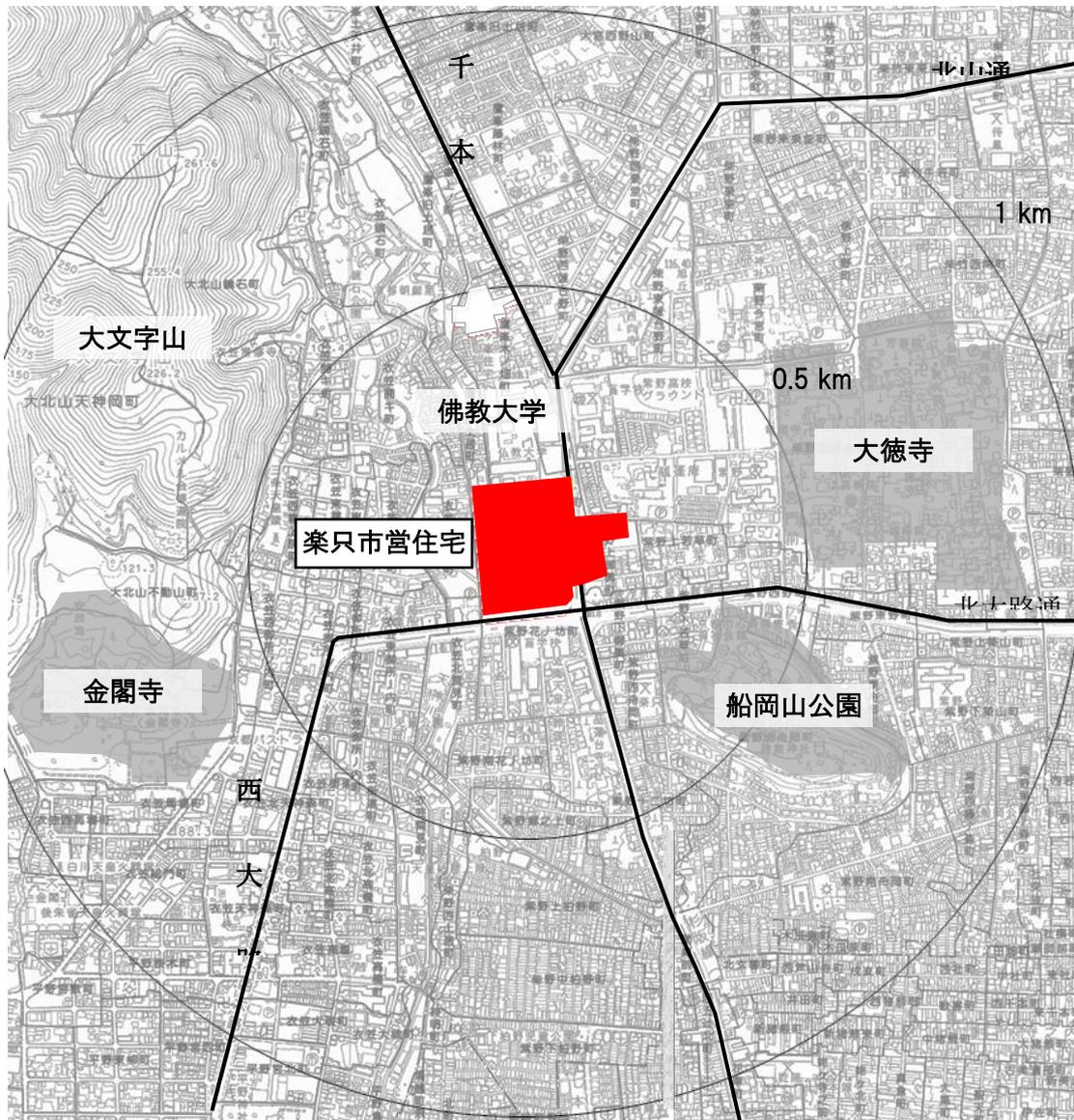
## 12 委託料の支払条件

委託料は完成払いのみとし、前払金及び部分引渡しに係る委託料の支払は行わない。

## 13 その他

本書及び業務委託契約書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、受託者は、速やかに委託者と協議を行うものとする。

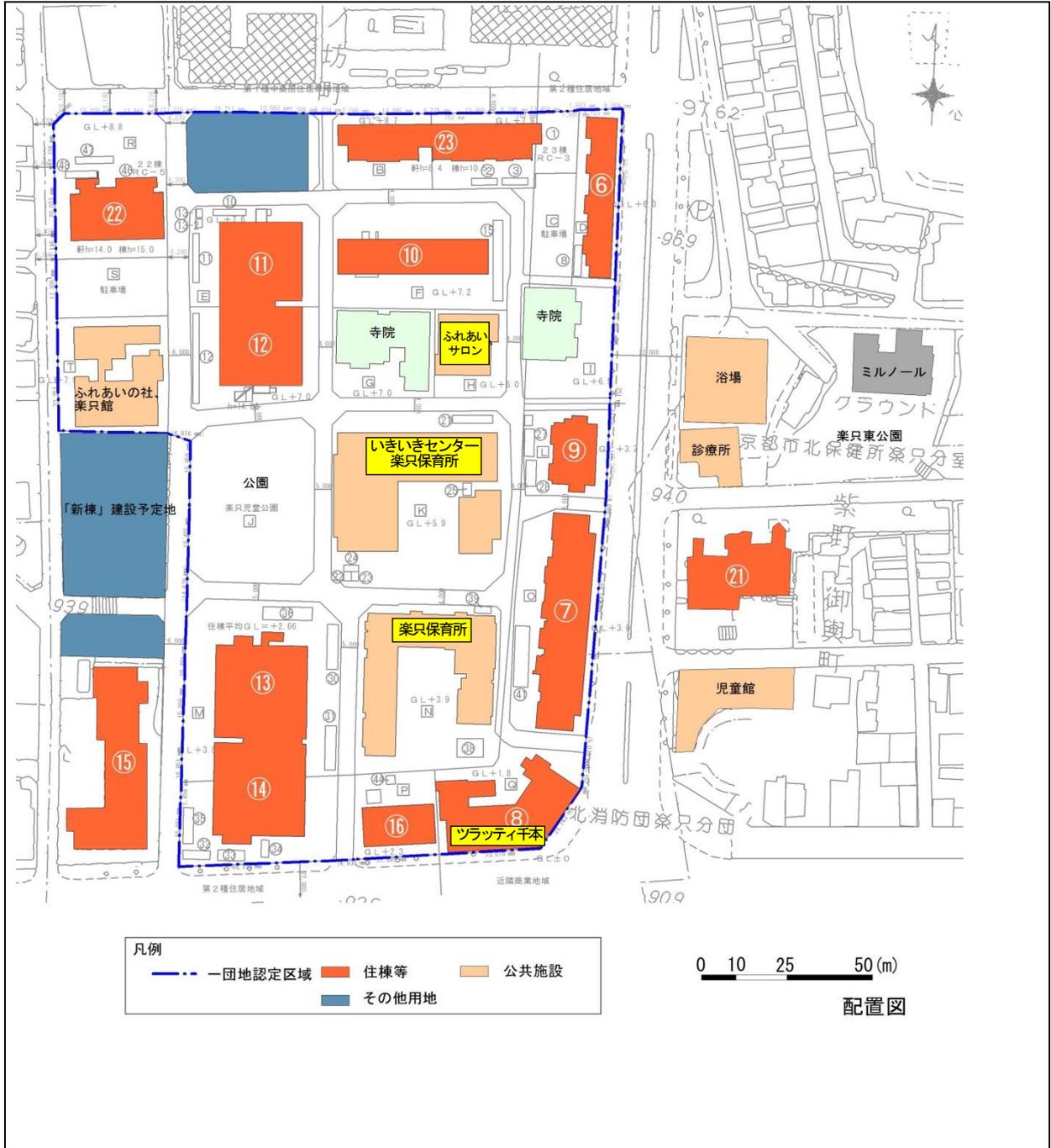
付近見取図



所在地

京都市北区紫野北花ノ坊町42番1ほか

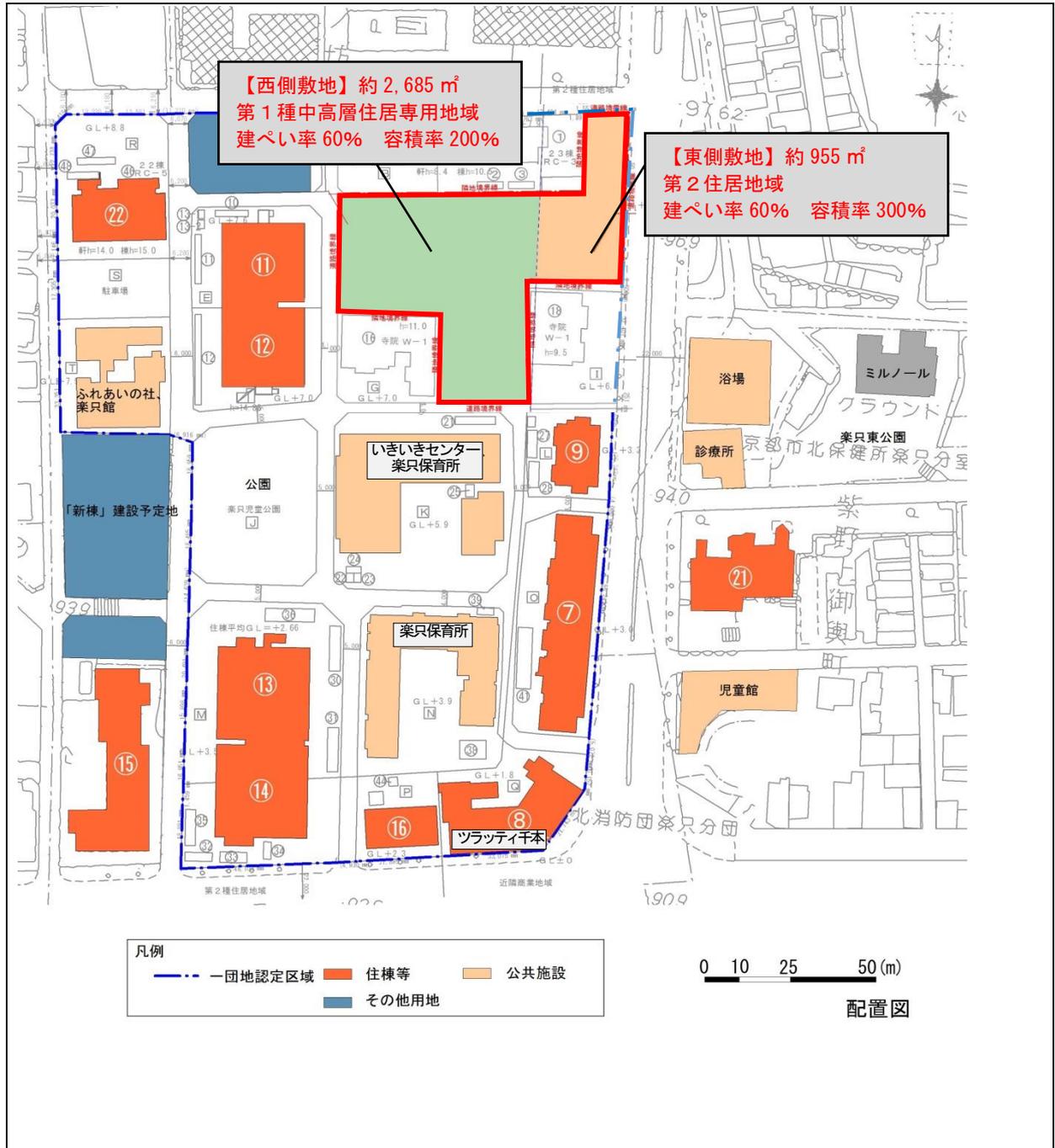
## 団地内配置図



### ＜施設概要＞

施設名	施設の概要	建築年/構造等/延床面積
京都市北いきいき市民活動センター	多目的ホール(体育館), 集会室, 音楽室, 料理室, 会議室	昭和 51 年/RC 造 4 階/1,675 m <sup>2</sup>
	高齢者ふれあいサロン	昭和 57 年/RC 造 2 階/375 m <sup>2</sup>
ツラッティ千本	同和教育, 地域歴史資料館, 研修室, 会議室, 倉庫	RC 造 3 階/833 m <sup>2</sup>
京都市楽只保育所	保育室, 育児室	昭和 51 年/RC 造 4 階/953.8 m <sup>2</sup> 平成元年/RC 造 1 階/669.2 m <sup>2</sup>
	自転車置き場	平成 5 年/RC 造 1 階/158.3 m <sup>2</sup>
	技術室, 機械室	平成元年/S 造 1 階/3.9 m <sup>2</sup>
	園庭	平成元年/S 造 1 階/15.3 m <sup>2</sup> 乳児棟/580 m <sup>2</sup> 、幼児棟/683 m <sup>2</sup>

計画敷地詳細図



## 対象敷地周辺の都市計画

対象敷地周辺の用途地域は、千本通及び北大路通の沿道では近隣商業地域と第二種住居地域、後背地では第一種中高層住居専用地域が指定されている。

また、高度地区および景観条例等、地区内に定められている都市計画の状況は、下表のとおりとなっている。

用途地域 (容積率, 建ぺい率, 高度地区) ※ 図1 参照	第一種中高層住居専用地域 (200%, 60%, 第一種高度地区: 15m) 第二種住居地域 (300%, 60%, 第二種高度地区: 15m) 近隣商業地域 (300%、80%、第4種高度地区: 15m)
防火地域	準防火地域
市街地景観整備条例 ※ 図2 参照	<input type="checkbox"/> 山ろく型建造物修景地区 (対象範囲: 千本通および北大路通 25m以降の後背地) ・勾配屋根 (原則として軒の出は 60cm 以上) とすること。 ・屋根材等は日本瓦, 金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする事。 ・道路から十分な離隔距離・外壁面の分散をすること等。 <input type="checkbox"/> 山並み背景型建造物修景地区(対象範囲: 千本通沿道 25m以内) ・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど, 良好な屋上の景観に配慮されたものとする事等。 <input type="checkbox"/> 沿道型美観形成地区 (対象範囲: 北大路通沿道 25m以内) ・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど, 良好な屋上の景観に配慮されたものとする事等。
眺望景観創生条例 ※ 図3 参照	近景デザイン保全区域 【船岡山公園から「大文字」「妙法」「船形」「左大文字】 屋外・外壁等のデザイン規制あり
埋蔵文化財包蔵地	御土居跡
その他 ※ 図4 参照	宅地造成工事規制区域



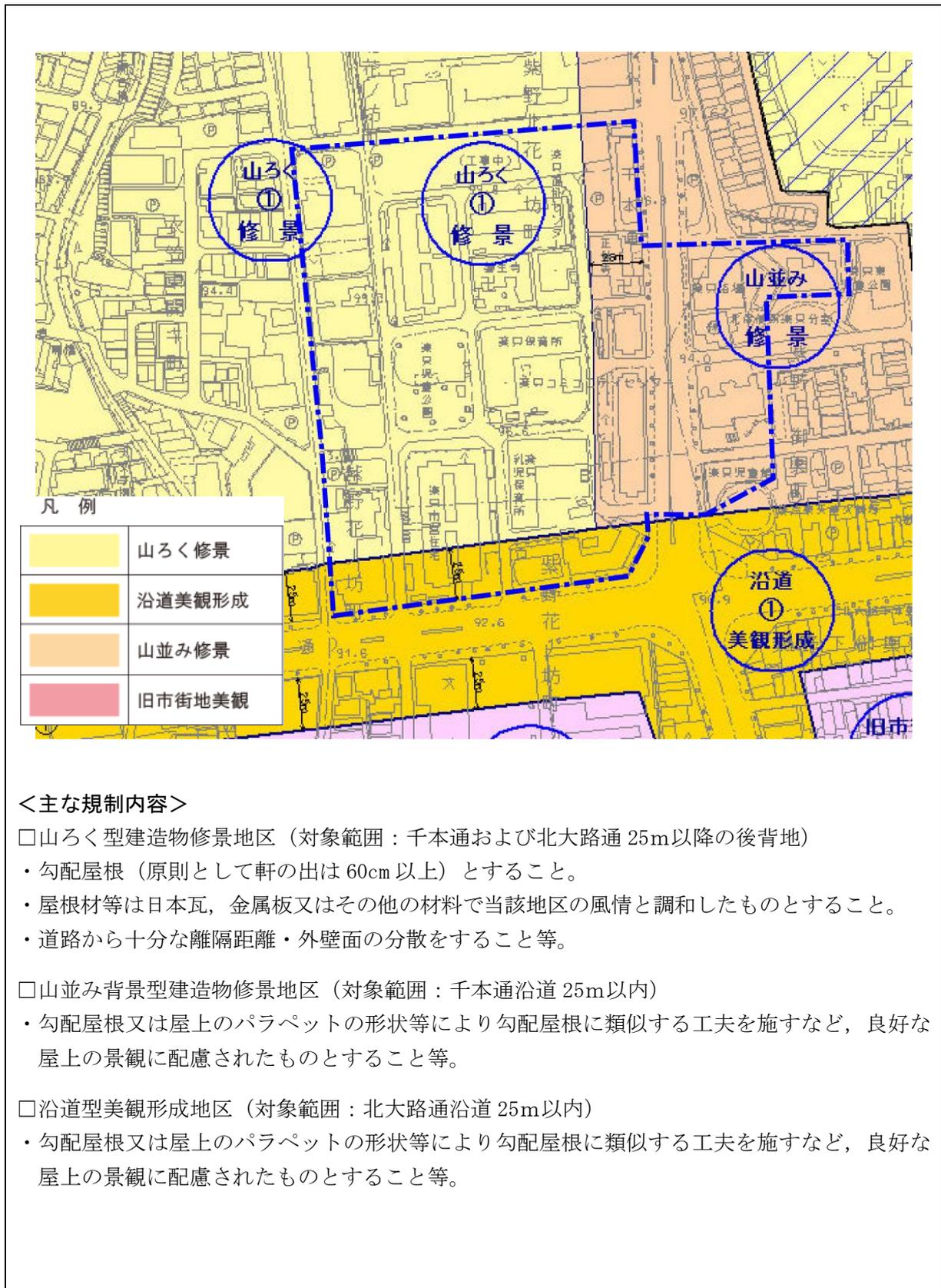


図2 地区における市街地景観整備条例

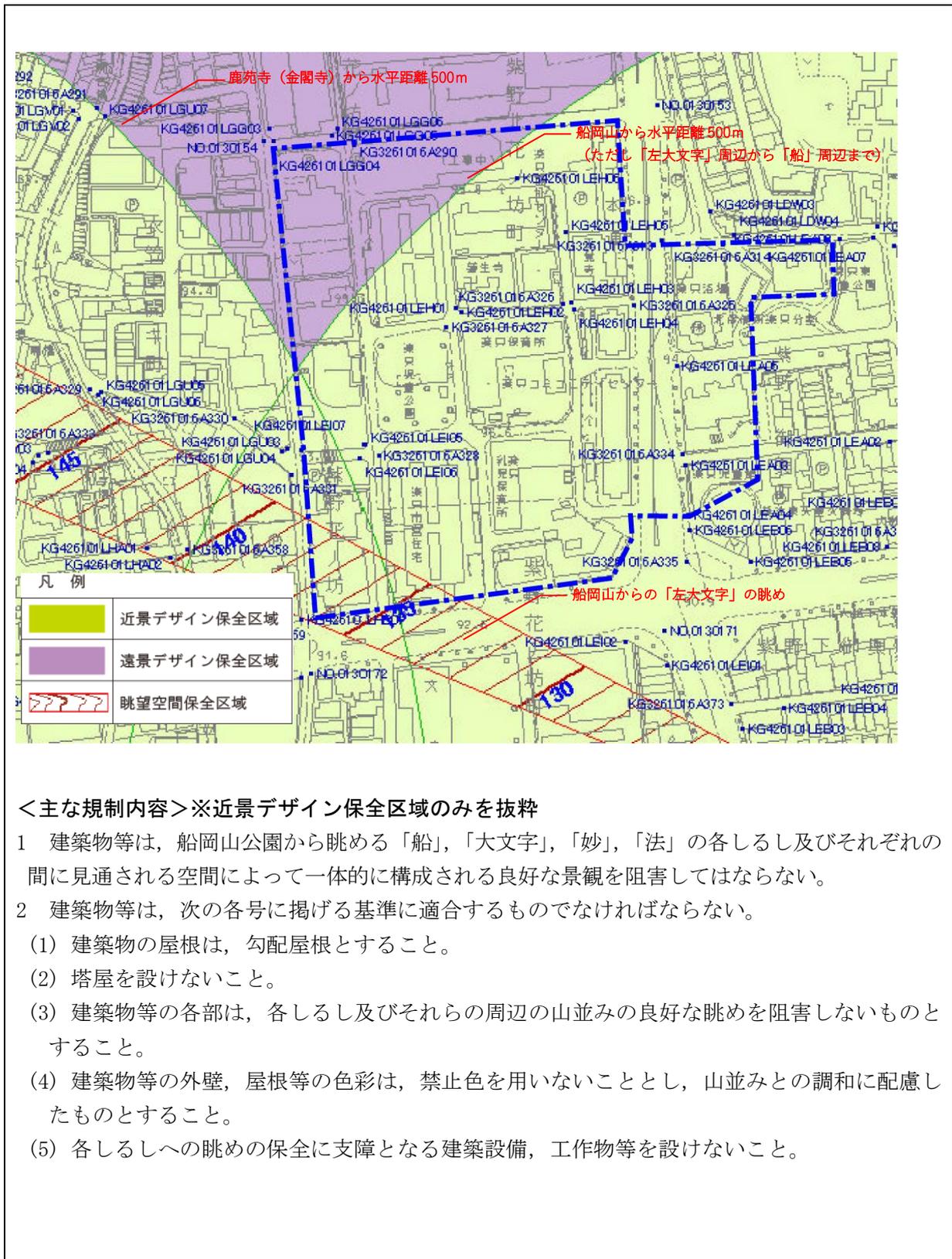
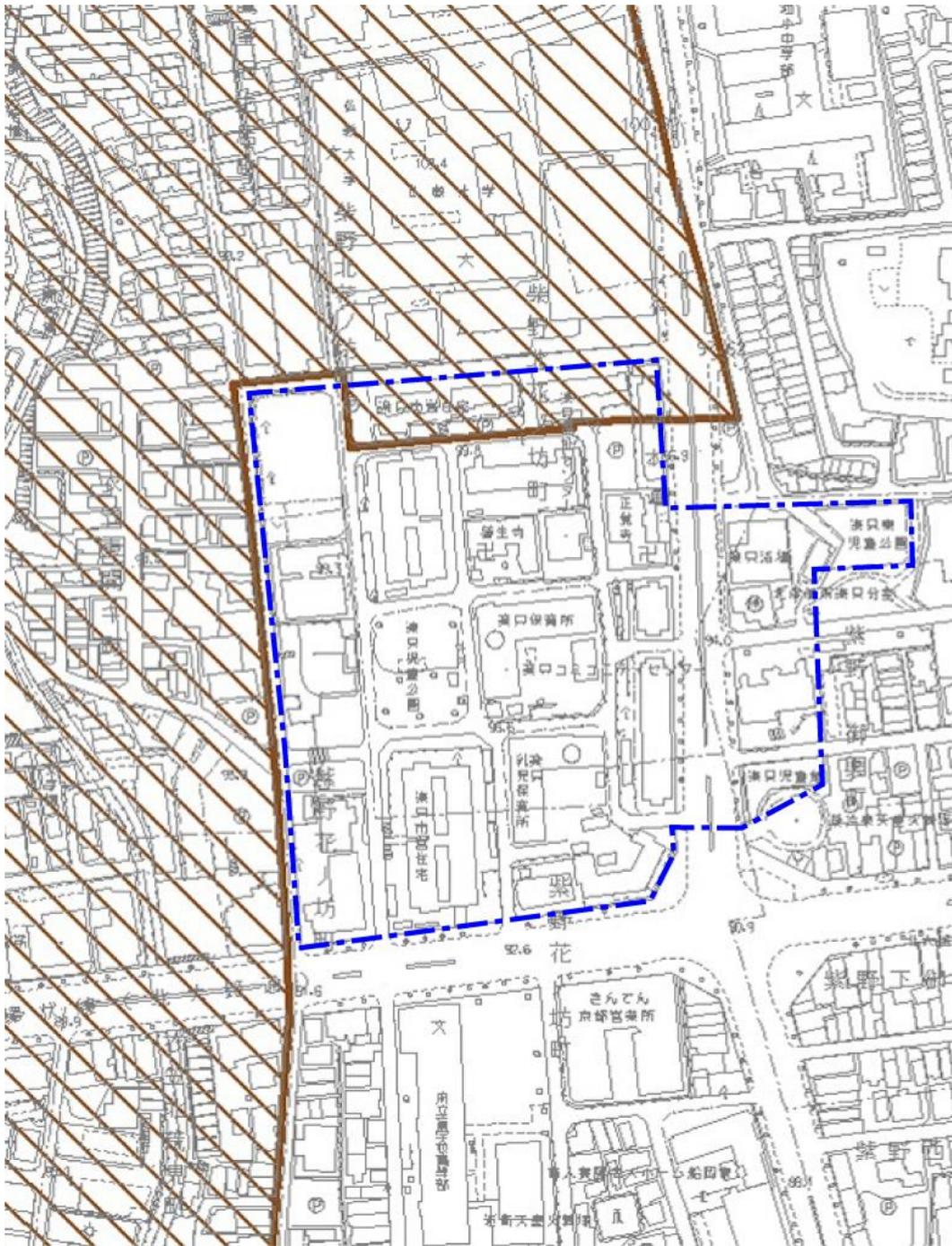


図3 地区における眺望景観創生条例



凡 例

	<b>宅地造成工事規制区域</b>
---	-------------------

規制区域内で宅地造成に関する工事を行うときは、事前に市長の許可が必要。  
ただし、開発許可を受ける場合は不要。

図 4 地区における宅地造成工事規制区域

## 業務委託の範囲（建築）

委託内容	業務概要
計画に関する調査協議	敷地及び周辺状況の調査
	関係法令の調査，関係官公署との協議
	施設管理者の要望及び施設利用条件の整理
計画・検討	計画の経済性，施工性，安全性，機能性等の比較検討 （複数案による計画検討）
	使用材料（性能，耐久性，実績，市場性）の比較検討
	各種技術資料の収集と比較検討
	耐震仕様の検討（構造計画を含む。）
	環境対策・省エネ・省資源の検討
	周辺環境との調和に関する検討（透視図，簡易模型を含む。）
配置計画の検討	敷地利用計画（外構計画も含む。）
基本計画説明書の作成	基本設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
	計画概要・基本計画図（配置図，平面図，立面図，断面図，仕上表，面積表，屋外図 他）・構造計画等
工事費概算書の作成	種目及び主な科目毎の概算（工事費配分計画を含む。）
全体事業スケジュールの作成	工事工期を踏まえた全体事業スケジュールの作成
関係法令の申請書の作成	関係法令に基づく必要な申請及び届出等における資料作成及び手続き
	日影図（付近現況図，等時間・時刻日影図，略立面図）
	省エネ法に基づく計算書・CASBEEの作成 ただし，基本計画レベルで作成できるもの
	京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱等に基づく調査・申請等必要書類の作成
屋外付帯工事設計	配置・平面・立面・断面・仕上 他
解体工事設計	解体撤去図・数量積算・内訳書 他
敷地測量及び調査等	現状施設及び現況敷地の平面・高低等の調査・測量
	真北測量
許認可関係	許認可における必要資料
庁内・地元説明等	必要資料，イメージパース，説明パネル等の作成等
透視図	A3版（着色） 外 観 3面 鳥瞰図 2面

## 業務委託の範囲（設備）

委託内容	業務概要
計画に関する調査協議	現地調査，企業者協議（電力・電話・ガス・上下水道）
	関係法規調査，関係官公署協議
	施設管理者の要望，施設利用条件の整理
	電波障害調査
計画・検討	設備方式の検討（比較検討を含む。）
	技術資料の収集，使用機材の検討
	計画数値の検討，主要機器概算容量の算出
	耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討
	維持管理（LCC，資格者，法定・自主点検等）の検討
配置計画の検討	設備方式のフロー，ゾーニング
	設備スペース，主要機材の配置，主要機器搬出入経路
	他工事との調整
基本計画説明書の作成	基本設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
	計画概要，基本計画図（配置図・平面図・各室設備諸元表・系統図他）
工事費概算書の作成	設備種目毎の概算
庁内・地元説明等	必要資料，説明パネル等の作成
関係法令の申請書の作成	関係法令に基づく必要な申請，届出等における資料作成及び手続き

## 測量業務の内容

## 1 対象敷地

本仕様書の第1章1(3)に定める敷地（約3,640㎡）及びその周辺敷地

## 2 適用基準等

本業務の履行に当たっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務委託共通仕様書及び測量等業務委託共通仕様書（土木設計業務等委託必携（平成29年4月京都市発行）」及び「国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準（平成28年3月国土交通省発行）」によるものとする。

## 3 測量の基準及び実施

(1) 測量の基準は、次によるものとする。（座標系は世界測地系とする。）

種別	区分	測点間隔	縮尺
基準点測量	3級及び4級基準点測量	—	—
現地測量	—	—	1/250
簡易水準測量	—	10mメッシュ	1/250
路線測量	中心線測量	曲線0, 間隔20m	—
	仮BM設置測量	—	—
	縦断測量	—	—
	横断測量	曲線0, 間隔20m	S=1/100及び1/50

(2) 測量対象場所は、原則として本業務の対象敷地及びその周辺の土地とし、次の事項により、設計及び工事に必要な測量・調査を行うものとする。

- ア 3級及び4級基準点測量
- イ 中心線測量
- ウ 仮BM設置測量
- エ 縦断測量
- オ 横断測量
- カ 現況施設、排水流路・流末等の調査、工作物及び立木等

## 4 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。

成果品種別	縮尺	提出部数
マイラー原図	S=1/100	各1部
現況縦横断面図, 現況平面図, 敷地地盤高図	S=1/250	
白焼き	S=1/100	各1部
現況縦横断面図, 現況平面図, 現況施設排水流路・流末等調査図	S=1/250	
測量成果簿 (観測手簿, 成果表, 点の記)		各1部
測量成果CD-R		2枚
現地踏査調書		1部

## 適用基準図書の一覧（建築）

図書等の名称	発行者等
<b>ア 設計指針に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 耐震計画指針	京都市都市計画局公共建築部
(イ) 建築設計基準及び同解説	(一社) 公共建築協会
(ウ) 官庁施設の総合耐震計画基準	(一社) 公共建築協会
(エ) 建築設計・施工行政マニュアル	京都市都市計画局建築指導部
(オ) 京都市公共建築物低炭素仕様（平成26年3月）	京都市
<b>イ 設計図書作成に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 建築工事設計図書作成基準	(一社) 公共建築協会
<b>ウ 各部設計の指針に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 建築構造設計基準	(一社) 公共建築協会
(イ) 建築物の構造規定	(一財) 日本建築センター
(ウ) 表示・標識基準	(一社) 公共建築協会
(エ) 構内舗装・排水設計基準	(一社) 公共建築協会
(オ) グリーン庁舎基準及び同解説	(一社) 公共建築協会
<b>エ 設計図書の一部として作成されているもの（最新版）</b>	
(ア) 公共建築工事標準仕様書 平成28年版	(一社) 公共建築協会
(イ) 擁壁設計標準図	(一社) 公共建築協会
(ウ) 敷地調査共通仕様書	(一社) 公共建築協会
(エ) 建築工事標準詳細図	(一社) 公共建築協会
(オ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版	(一財) 建築保全センター
<b>オ 建築積算に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
(イ) 国土交通省建築工事積算基準	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(ウ) 国土交通省建築工事積算基準の解説/建築工事編	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(エ) 建築数量積算基準・解説	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(オ) 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）	大成出版社
(カ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(キ) 建設工事標準歩掛	建築物価調査会
(ク) 工事歩掛要覧（建築・設備編）	経済調査会
(ケ) 営繕積算システムRIBC内訳書作成システム	(一財) 建築コスト管理システム研究所
<b>カ その他</b>	
(ア) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例	京都市都市計画局建築指導部
(イ) 京都市建築法令	京都市都市計画局建築指導部
(ウ) 京都市開発技術基準	京都市都市計画局建築指導部
(エ) その他関係法令（建築基準法、消防法、都市計画法、景観、中高層条例等）	

## 適用基準図書の一覧（設備）

図書等の名称	発行者等
<b>ア 設計指針に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 建築設備計画基準	(一社) 公共建築協会
(イ) 建築設備設計基準	(一社) 公共建築協会
(ウ) 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説	(一社) 公共建築協会
(エ) 官庁施設の総合耐震計画基準	(一社) 公共建築協会
(オ) 建築設備耐震設計・施工指針	(一財) 日本建築センター
(カ) 建築設備設計・施工上の指導指針	(一財) 日本建築設備センター
(キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引き	(一財) 建築環境・省エネルギー機構
(ク) 防災設備に関する指針	(一社) 日本電設工業協会
(ケ) 建築物等の避雷設備ガイドブック	(一社) 電気設備学会
(コ) 避雷設備関係法令集 - J I S 規格とその解説 -	避雷設備工業協同組合
(サ) 昇降機技術基準の解説	(一財) 日本建築センター
(シ) 昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針	(一財) 日本昇降機安全センター
(ス) 給排水設備技術基準・同解説	(一財) 日本建築センター
(セ) 換気設備技術基準・同解説	(一財) 日本建築センター
(ソ) 換気用耐火二層管工法の設計施工指針	(一財) 日本建築センター
(タ) ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財) 日本ガス機器検査協会
(チ) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財) 日本ガス機器検査協会
(ツ) 新・排煙設備技術指針	(一財) 日本建築センター
(テ) 尿尿浄化槽の構造基準・同解説	(一財) 日本建築センター
(ト) 消防用設備等の運用基準	(一社) 京都消防設備協会
(ナ) 京都市火災予防条例運用基準	京都市消防局
(ニ) 京都市公共建築物低炭素仕様（平成26年3月）	京都市
(ヌ) 耐震計画基準の手引	京都市
(ネ) 高圧受電設備規程	(一社) 日本電気協会
(ノ) 内線規程	(一社) 日本電気協会
(ハ) グリーン庁舎基準及び同解説	(一社) 公共建築協会
<b>イ 設計図書作成に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 建築設備工事設計図書作成基準	(一社) 公共建築協会
(イ) 建築設備設計計算書作成の手引	(一社) 公共建築協会
<b>ウ 設計図書の一部として作成されているもの（最新版）</b>	
(ア) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(一社) 公共建築協会
(イ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(一社) 公共建築協会
(ウ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(一社) 公共建築協会
(エ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(一社) 公共建築協会
(オ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(一財) 建築保全センター
(カ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(一財) 建築保全センター
<b>エ 積算に関するもの（最新版）</b>	
(ア) 国土交通省建築工事積算基準	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(イ) 国土交通省建築工事積算基準の解説/設備工事編	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(ウ) 建築設備数量積算基準・解説	(一財) 建築コスト管理システム研究所
(エ) 営繕積算システム R I B C 内訳書作成システム	(一財) 建築コスト管理システム研究所

## 成果物の一覧（建築）

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
<b>基本計画</b>			
基本計画説明書	1	4	建築・電気・機械の説明書で合冊
基本計画図書（調査・協議書）	1	4	土木工事関係を含む。
〃（計画・検討書）	1	4	土木工事関係を含む。
〃（配置計画図）	1	4	土木工事関係を含む。
〃（工事費概算書）	1	4	土木工事関係を含む。
全体スケジュール	1	4	
基本計画図書（配置図，平面図，立面図，断面図，仕上表，面積表，屋外図他）	2	6	1/300 程度，CADデータ共
構造計画検討書	—	2*	
法令調査報告書	—	2*	
京都市公共建築物低炭素仕様取組状況確認シート	1	2	設備の内容を含む
各種申請書	必要部数		
日影図等（基本計画レベルでの検討）	必要部数		
<b>共通・その他</b>			
敷地調査報告書	1	1	現況図，現況写真（ネガ共）
協議記録（関係官公署 他）	—	2*	
打合せ記録	—	2*	
各種技術資料・検討記録	—	2*	
企画検討協議報告書	—	2*	
透視図及びカラーコピー（ラミネート加工）	各 1	各 1 *	外観 3・鳥瞰 2 の指定箇所 A3 版（ケース入り）
スタディ模型	1	—	

※ 報告書等はCD等電子媒体でも提出とする。

## 成果物の一覧（設備）

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
<b>基本計画</b>			
基本計画説明書	1	4	建築・電気・機械の説明書で合冊
基本計画図書（調査・協議書）	1	4	
〃（計画・検討書）	1	4	
〃（配置計画図）	1	4	
〃（工事費概算書）	1	4	
〃（配置図，平面図，各室設備諸元表，系統図他）	1	4	CADデータ共
<b>共通</b>			
報告書（法規調査・現地調査）	—	2*	
協議記録（関係官公署・企業者）	—	2*	
各種技術資料	—	2*	
検討記録	—	2*	
打合せ記録	—	2*	

※ 報告書等はCD等電子媒体でも提出とする。